

岐阜県公報

号外(三) 平成二十二年三月三十一日

目 次

規 則

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例の施行期日を定める規則

(教育財務課)

ページ
一

規 則

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第三十一号

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例の施行期日を定める規則

岐阜県立高等学校の授業料及び岐阜県通信教育実施学校の受講料の不徴収に関する条例(平成二十二年岐阜県条例第二十八号)の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

平成二十二年三月三十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんごあ十三
一 岐 阜 文 芸 社